



令和6年2月9日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会

会長 下井 直毅



多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について（答申）

本協議会は、令和6年2月1日付、5多健保第2098号をもって貴殿から諮問のあった「多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 課税限度額の変更について  
課税限度額を10.6万円とする。  
(医療分6.5万円、後期高齢者支援金分2.4万円、介護分1.7万円)
- 2 軽減判定金額の変更について  
軽減判定額は次のとおりとする。  
均等割額が5割軽減となる世帯の判定金額  
 $4.3万円 + 1.0万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 2.9.5万円 \times \text{加入者数}$   
均等割額が2割軽減となる世帯の判定金額  
 $4.3万円 + 1.0万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 5.4.5万円 \times \text{加入者数}$   
均等割額が7割軽減となる世帯の判定金額（変更なし）  
 $4.3万円 + 1.0万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
- 3 実施時期について  
地方税法及びその関連法令の改正が成立した場合、令和6年4月1日から実施する。

以上